

「第Ⅱ部 食品用香料」に関する周知・慣用技術集発行にあたって

平成12年1月

技術の進展に伴い工業所有権に対する関心が急速に高まるなか、特許庁には従来にも増してより適切な権利付与が求められており、その責任も極めて大きなものとなっている。

審査官は、適切な審査を行うにあたって最新の技術について理解することが大切であることはもちろんのこと、周知・慣用技術についても十分に把握していなければならない。

周知・慣用技術は企業等において出願に至らない技術やノウハウ等が主体となっており、技術開発を行う際の背景的技術や補足的な技術として、しばしば利用されているにもかかわらず文献化されることが少なく、また、たとえ文献化されていたとしても、散在している文献のサーチに多大の時間を要しているのが現状である。もとより審査官は、当業者として、周知・慣用技術にも精通するように努めているが、散在し文献化されることの少ないこれらの技術を机上で習得することは難しく、また現場で直接習得し得たとしても審査で挙証することは容易ではない。

一方、出願人の側では、真に保護を受けるに足る発明に厳選して出願する必要性を認めつつも、防衛的観点から周知・慣用技術であっても取りあえず出願しているものも見受けられる。しかしながら、周知・慣用技術は権利化すべきものではないので、そのために特許庁及び出願人の双方が費やす労力は無駄なものであり、このような事態は双方にとって決して有意義であるとはいえない。

香料分野においては、昭和59年8月21日 特許庁発行「周知・慣用技術集」（化粧品及び類似品）中に、香料に関してその一部を掲載した。しかしながら、一口に香料分野における周知・慣用技術と言ってもその定義や範囲が必ずしも明確ではなく、業界が足並を揃えて文献化することは困難を伴い、必ずしも満足できるものではなかった。

以上のような状況の中、特許庁審査第四部応用化学（現：有機化学）と日本香料工業会との間で行われた業界コンタクトでの議論を踏まえて、担当審査室の審査官と業界との間で緊密な連絡を取りつつ、「第Ⅰ部 香料一般」に引き続き、今般、「第Ⅱ部 食品用香料」の周知・慣用技術集をとりまとめた。

今後さらに、「第Ⅲ部 化粧品用香料」をとりまとめる予定にしている。

本技術集は、食品用香料に関する

- ① 周知・慣用技術そのものを文献化すること
- ② 散在する文献の収集、整理を行って文献化すること
- ③ 周知・慣用レベルの技術を具体化できるように、構成要素の組み合わせとその効果を文献化すること

の3点を主目的として、食品用香料の一般的技術特性（香料の分類、用途）、食品用香料

素材の製法、食品用香料の製法および使用法（タイプ別、用途別特性）の当たり前の考え方を含めた周知・慣用の技術および散在している文献を収集・整理した情報を収載している。

なお、本技術集に掲載されている技術を使用（実施）する場合は、他人の権利を侵害しないように注意されたい。

最後に、この技術集の作成にあたって、日本香料工業会・工業所有権部会 特許商標委員会からの参加呼びかけに応じて協力していただいた各企業の方々、ならびに、香料分野で当たり前と認識される周知にして慣用の技術および公知の技術情報を整理し、審査に有用な情報として提供していただいた協力企業の開発技術者の方々に感謝申し上げるとともに、本書が今後も技術の動向に合わせて見直され、常に使い易いものであるよう期待したい。

協力団体、協力企業

日本香料工業会・工業所有権部会 特許商標委員会

小川香料株式会社

香栄興業株式会社

小林香料株式会社

三栄源エフ・エフ・アイ株式会社

塩野香料株式会社

曾田香料株式会社

高砂香料工業株式会社

高田香料株式会社

豊玉香料株式会社

日本香料株式会社

長谷川香料株式会社

理研香料工業株式会社

(社名 50音順)